

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請の手引 新旧対照表（令和6年1月改訂）

ページ	改訂後	現行	変更内容
もくじ	※ ご来庁時の審査をスムーズに実施するため、事前に担当者との日程調整をお願いします。	※ ご来庁時の審査をスムーズに実施するため、事前に担当者との日程調整をお願いします。（ 問い合わせ先：P54参照 ）	目次から4ページに移動。赤字を削除。
1	1【提出先】 県外業者の場合 （県内に事務所、事業場を有していない業者の場合） 県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課	1【提出先】 県外業者の場合 （県内に事務所、事業場を有していない業者の場合） 県庁環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課	赤字に修正
1	※ 政令第6条の10に定める使用人（以下、政令使用人という。）とは、以下の者のことをいいます。 ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の 代表者 ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの 代表者	（3）注意点 ・ 政令第6条の10に定める使用人（以下、政令使用人という。）とは、以下の者のことをいいます。 ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の 代表者 ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの 代表者 （注意点） ・ その者が、支店長、所長、工場長等の役職（事業所の代表者）であるか。 （※）本店の代表者は、通例、商業登記簿謄本に記載される代表取締役です。 ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所であるか。 ・ 当該事業所の場所は、本店以外の所在地であるか。 ・ “更新”講習会修了証の写しを用いて許可申請する場合、「過去の“新規”講習会修了証の写し」又は「JWセンターに問い合わせた講習会の受講履歴に係る回答結果」を提示し、当該修了者が過去に“新規”講習会を修了していることを示してください。（ただし、本県における直前の許可申請時から講習会修了者の変更がない場合は不要です。） ・ 特別管理産業廃棄物処理業の新規講習会（収集運搬過程）の修了証で、産業廃棄物収集運搬業の許可申請をすることはできません。（逆は不可。）	赤字に修正し、1ページの4（1）に移動
2	有効となる講習会修了証について、表を作成。	4（2）申請に有効となる講習会修了証 [新規（更新）許可申請の場合] 次の①、②いずれかの修了証 ①許可申請の日（更新の場合、許可の有効期間の満了の日の翌日）から遡って 5年以内 に受講し、修了した“ 新規 ”講習会修了証（ 収集運搬課程 ） ②許可申請の日（更新の場合、許可の有効期間の満了の日の翌日）から遡って 2年以内 に受講し、修了した“ 更新 ”講習会修了証（ 収集運搬課程 ）（※） （※）ただし、過去に新規講習会修了証の取得が確認できない役員等の更新講習会修了証は、有効な修了証として取り扱いませんのでご注意ください。 なお、「特別管理」産業廃棄物収集運搬業の許可申請の場合は、「特別管理」産業廃棄物処理業の新規講習会（収集運搬課程）を修了している必要があります。	有効となる講習会修了証の記載を表形式に変更

2	<p>(※ 修了者が過去に”新規”講習会を修了していることの確認については、「過去の”新規”講習会修了証の写し」又は「JWセンターに問い合わせた講習会の受講履歴に係る回答結果」を提示し、当該修了者が過去に”新規”講習会を修了していることを示してください。)</p> <p>[各申請共通の注意点] 特別管理産業廃棄物処理業の新規講習会（収集運搬課程）の修了証で、産業廃棄物収集運搬業のkyか申請をすることができます。（逆は不可）</p>	<p>・”更新”講習会修了証の写しを用いて許可申請する場合、「過去の”新規”講習会修了証の写し」又は「JWセンターに問い合わせた講習会の受講履歴に係る回答結果」を提示し、当該修了者が過去に”新規”講習会を修了していることを示してください。（ただし、本県における直前の許可申請時から講習会修了者の変更がない場合は不要です。）</p> <p>・特別管理産業廃棄物処理業の新規講習会（収集運搬課程）の修了証で、産業廃棄物収集運搬業のkyか申請をすることはできません。（逆は不可）</p>	赤字に修正
3	<p>(3) 重複書類の添付省略について 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に許可申請する場合や、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請と変更許可申請を同時に行う場合等、添付書類に重複するものがある場合は、添付の省略が可能です。重複書類の添付を省略する場合は、重複書類の省略に係る申立書を提出してください。（p21の記載例参照。）</p>		赤字を追加、番号を整理
6	<p>注3) 「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。登記事項証明書（登記されていないことの証明書）における必要な証明事項は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことです。</p>	<p>注3) 「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。</p>	赤字を追加
6	<p>注5) 政令使用人が存在する場合は、政令使用人であることの申立書（任意様式）を提出してください。ただし、商業登記簿謄本に記載されている支店の代表者である場合は、申請書（3面）の記載で足りることとします。 《申立書の記載例》 【所長、工場長等（役職）：○○○○（氏名）】は、継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く【○○営業所（○○市○○番地○）】の代表者であることを証明する。</p>	<p>注5) 政令使用人が存在する場合は、政令使用人であることの申立書（任意様式）を提出してください。ただし、商業登記簿謄本に記載されている支店の代表者である場合は、申請書（3面）の記載で足りることとします。 《申立書の記載例》 【所長、工場長等（役職）：○○○○（氏名）】は、継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く【○○営業所（○○市○○番地○）（※本店以外の所在地）】の代表者であることを証明する。</p>	赤字を削除
8	<p>許可申請用チェックシートに以下の文章を追加。 ・修了者の新規講習会修了履歴確認（新規申請の場合のみ記載してください。）</p>		赤字を追加

11	<p>・ 政令使用人が存在する場合は、政令使用人であることの申立書（任意様式）を提出してください。ただし、商業登記簿謄本に記載されている支店の代表者である場合は、申請書（3面）の記載で足りることとします。</p> <p>《申立書の記載例》</p> <p>【所長、工場長等（役職）：〇〇〇〇（氏名）】は、継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く【〇〇営業所（〇〇市〇〇番地〇）】の代表者であることを証明する。</p> <p>・ 記載の使用人が、以下のいずれかに該当することを確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者 2. 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者 	<p>・ 政令使用人が存在する場合は、政令使用人であることの申立書（任意様式）を提出してください。ただし、商業登記簿謄本に記載されている支店の代表者である場合は、申請書（3面）の記載で足りることとします。</p> <p>《申立書の記載例》</p> <p>【所長、工場長等（役職）：〇〇〇〇（氏名）】は、継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く【〇〇営業所（〇〇市〇〇番地〇）（※本店以外の所在地）】の代表者であることを証明する。</p> <p>・ 記載の使用人が、以下のいずれかに該当することを確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者 2. 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者 <p>(注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その者が、支店長、所長、工場長等の役職（事業所の代表者）であるか。 （※）本店の代表者は、通例、商業登記簿謄本に記載される代表取締役です。 ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所であるか。 ・ 当該事業所の場所は、本店以外の所在地であるか。 	赤字を削除。（注意点）の記載順序を入れ替え
----	---	---	-----------------------

30	同一書類の添付省略に係る申立書		申立書の記載例を追加
44	1 変更届の提出方法 II 県外業者の場合（県内に事務所、事業場を有していない業者の場合） 県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課	1 変更届の提出方法 II 県外業者の場合（県内に事務所、事業場を有していない業者の場合） 県庁環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課	赤字に修正
51	II 県外業者の場合（県内に事務所、事業場を有していない業者の場合） 正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課へ提出してください。	II 県外業者の場合（県内に事務所、事業場を有していない業者の場合） 正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を県庁環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課へ提出してください。	赤字に修正